



尼崎市介護職員初任者研修等受講料助成金

市内の介護サービス提供事業所における介護人材の確保と介護職員の質の向上を図るため、同事業所の従業者に係る介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修を修了した人に、その受講料の一部を予算の範囲内で助成します。

1 助成対象研修

- ・ 介護職員初任者研修
- ・ 介護福祉士実務者研修

2 助成対象者

【個人】

- ① 尼崎市内の介護保険サービス事業所において勤務中又は勤務予定であること
- ② 対象となる研修の受講に係る費用を支払い済みであること
- ③ 助成対象者が対象となる研修を修了した日の翌日から起算して1年以内であること
- ④ 助成を受ける経費について他からの助成を受けていないこと

【法人】

- ① 尼崎市内で介護保険サービス事業所を運営していること
 - ② 事業所が勤務中又は勤務予定である者に対し、研修の受講費等を3/4以上負担していること
 - ③ 勤務中又は勤務予定である者が対象となる研修を修了した日の翌日から起算して1年以内であること
 - ④ 助成を受ける経費について他からの助成を受けていないこと
- ※詳しくは市HPにてご確認ください。

3 助成額（上限6万円）

【個人】

受講費用の1/2（上限6万円）

（例）研修受講費用が12万円の場合

個人の負担 12万円
(実質6万円)
市の助成 6万円 (個人へ)

【法人】

研修を受講する従業者（勤務予定である者も含む。）に対して負担した受講料の2/3（上限6万円）

（例）研修受講費用が12万円の場合

個人の負担 3万円
法人の負担 9万円 (実質3万円)
市の助成 6万円 (法人へ)

【問い合わせ先】

福祉局 福祉部 高齢介護課

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁北館3階

電話番号：06-6489-6356 ファクス番号：06-6489-6528

メールアドレス：ama-koureikaigo@city.amagasaki.hyogo.jp